

# 国内産業としての繊維アパレル産業を 守り発展させるために

—通産省の新繊維ビジョンの対案として—

## 繊維産業政策懇談会

(文責) 佐藤 洋 輔

### はじめに

通産大臣から九七年九月に諮問をうけていた繊維産業審議会総合部会と産業構造審議会繊維部会の合同会議は九八年六月の「今後の繊維産業及びその施策の在り方」(新繊維ビジョン)の「中間とりまとめ」の答申を経て、九八年一月十八日、最終答申を通産大臣におこないました。この最終答申で繊維産業構造改善臨時措置法(繊維法)の廃止を盛り込んだことよって、繊維法の目的を解説すると同時にその運用に

よる将来像をえがいてきた繊維ビジョンはこれが最後となります。繊維法は一九五六年の繊維工業設備臨時措置法に基づく設備規制以来の長い歴史をもつものですが、本年の六月で期限切れとなり廃止され、繊維法を軸とする政府の繊維産業対策は大きく転換されることとなりました。

今日までのわが国の繊維政策の性格は、その時どきの主要な政治経済政策(国策)に極端なまでに従属したものであり、そのことよって、あるいは景気循環その他の要因と相乗して産業内部で矛盾が拡大した場合、対症的に国家資金が投入され、犠牲に供される部分にたいしてはソフトランディ

グもしくは、犠牲にたえられる体質づくりが、産業振興策のかたちでとられました。新繊維ビジョンの検討に入る前に、まずこの性格について検証してみます。

### 一 これまでの繊維政策の性格

一九五六年に制定された最初の繊維法である繊維工業設備臨時措置法(旧法)は、朝鮮戦争以来の「繊維行政の最大の特徴とされる合成繊維育成」(至誠堂一九六五年刊田中壤『日本の繊維産業』)と戦争ブームによる綿紡をはじめとする全繊維業界の猛烈な設備拡張によって生産力と市場規模にギャップを生みだし、とくに天然繊維部門への打撃が大きく生産調整がおこなわざるをえなかったことによります。「この間の合成繊維生産の発展は異常で五五〇年(一九六〇年)で世界の平均増加率二二・五%にたいして日本のそれは四〇・五%とほぼ二倍のテンポで、六〇年代にはいってもそれがつづいて、ついに六四年には合繊紡績系、合繊織物、及び合繊合計で輸出がアメリカをぬいて世界第一位を占めるにいたっています。このような結果となる合成繊維育成政策の背景には、アメリカの対日経済政策の最も重要な構成部分とされる『石油帝国』による日本の工業原料と技術、資本、市場への支配の浸透・拡大がありました」(『経済』一九六八・七 明野論文)。旧法は

精紡機の登録制と使用制限を軸としつつ、操短(格納)によって需給の調整を図ろうとしたものでした。六四年には新法といわれるようになった大改正で合繊紡糸機を法の枠外にするなどをおこないましたが、この時期となると別の矛盾が蓄積されつつあり、六七年八月には特定繊維工業構造改善臨時措置法が施行されます。

構造改善と名づけられる繊維法はこの後、紡績、織布からメリヤス、染色整理、輸出縫製、捺糸業などの業種を順次加え、七五年には全繊維工業を対象にし、七六年には特定組合(産地)などが行なう構造改善事業の支援、七八年には人材育英基金の創設・事業協会の業務拡大、八九年には販売業者を含む繊維産業が対象とされ、さらにLPU(実需対応型補完連携)がおこなう構造改善事業の支援、九三年には繊維リソースセンターの設置・支援などへ手をひろげました。九四年には繊維産業(工業だけでない)構造改善臨時措置法と名称を変え、九五年には流通業者、デザイナーを含むとされ、LPUの大企業参加要件の緩和、情報化基盤整備事業(TIIP事業など)が開始され、今日にいたっています。なお、九五年一〇月末に設備登録制を全廃しています。

構造改善と名づけられた繊維法の背景は、それまでが単に国内の繊維生産力と市場規模の矛盾に対応したものであったのと大きな違いがあります。メリヤス業、染色整理業の構造

改善についての六八年八月二一日付、繊維工業審議会、産業構造審議会の通産大臣にたいする答申はつぎのようにのべています。①発展途上国繊維工業の追撃と先進諸国における構造改善の進展はいちじるしく、わが国繊維産業はこれら先後両面からの脅威にさらされている。②内においては、染色、メリヤス両業種を中心として、企業の過小過多、生産、取引体制の近代化の遅れ等の構造問題をかかえている。③若年労働力の不足と賃金の急速な上昇にあえいでいる。そのため「今、起死回生の抜本策を構じなければ繊維産業の疲弊は決定的なものとなり、国際収支の観点からみれば、わが国は、繊維製品輸出を失うことによって一七億ドルにおよぶ外貨獲得力を放棄するとともに、六〇億ドル以上に相当する繊維の国内自給部門を大幅に他国からの輸入に明け渡すことになる」とのべています。この答申はいまから三〇年前です。

このように述べなければならぬ背景はどうだったでしょうか。①についていえば、アジアにおける発展途上国の繊維工業の発展に決定的な力をかしたのは、アメリカのアジア戦略による韓国、台湾、タイ、インドネシアなどへのわが国の経済援助の側面を強くもつ繊維大資本と大商社の進出でした。②についていえば長年にわたり繊維大資本が原系段階の矛盾を吸収させるため、その「過小過多」と前近代的な取引習慣を利用し収奪してきた結果にほかなりません。③についてい

えば、戦後急速に発展した電機産業、食品産業、第三次産業などが繊維大資本とともに極端な低賃金のままあらそって確保しようとした結果です（『労働・農民運動』一九六九・六佐藤論文）。

①について、さらにいえば、その後の展開には、七〇年から七三年度にわたって実施された対米繊維輸出規制対策が大きな影響を与えることになりました。この規制はニクソン大統領の選挙時の公約といわれ、当時で年間二七〇〇億円にのぼる対米輸出が半減するといわれる苛酷なものでした。当初は繊維業界の猛烈な反対で一度は「政府は米国政府にたいし、かかる輸入制限を企図せざるよう強く要請すべきである」という衆議院本会議での決議もされましたが、押し切られてしまったもので、沖繩返還交渉のなかで佐藤ニクソン会談時の密約説もとりざたされ、業界からは「糸（繊維産業）を売って縄（沖繩）を買った」と批判されました。しかし、沖繩協定そのものが日米軍事同盟強化路線のもとで侵略的、屈辱的なもので、「返還」の名に値しない以上、事態はまさに「糸を売って縄も売った」（七一年一〇月一七日NHKテレビ国会討論会での日本共産党不破書記局長の発言）というきびしい批判もおきました（『前衛』一九七一・一二佐藤論文）。こうした対米輸出規制も繊維資本のアジア発展途上国への進出を一層拡大する要因ともなっていたのでした

〔「経済」一九八七・一一佐藤論文〕。

また、この対米繊維輸出規制問題では政府の構造改善政策の性格を浮き彫りにしています。前掲の『「前衛」論文ではこのように述べています。

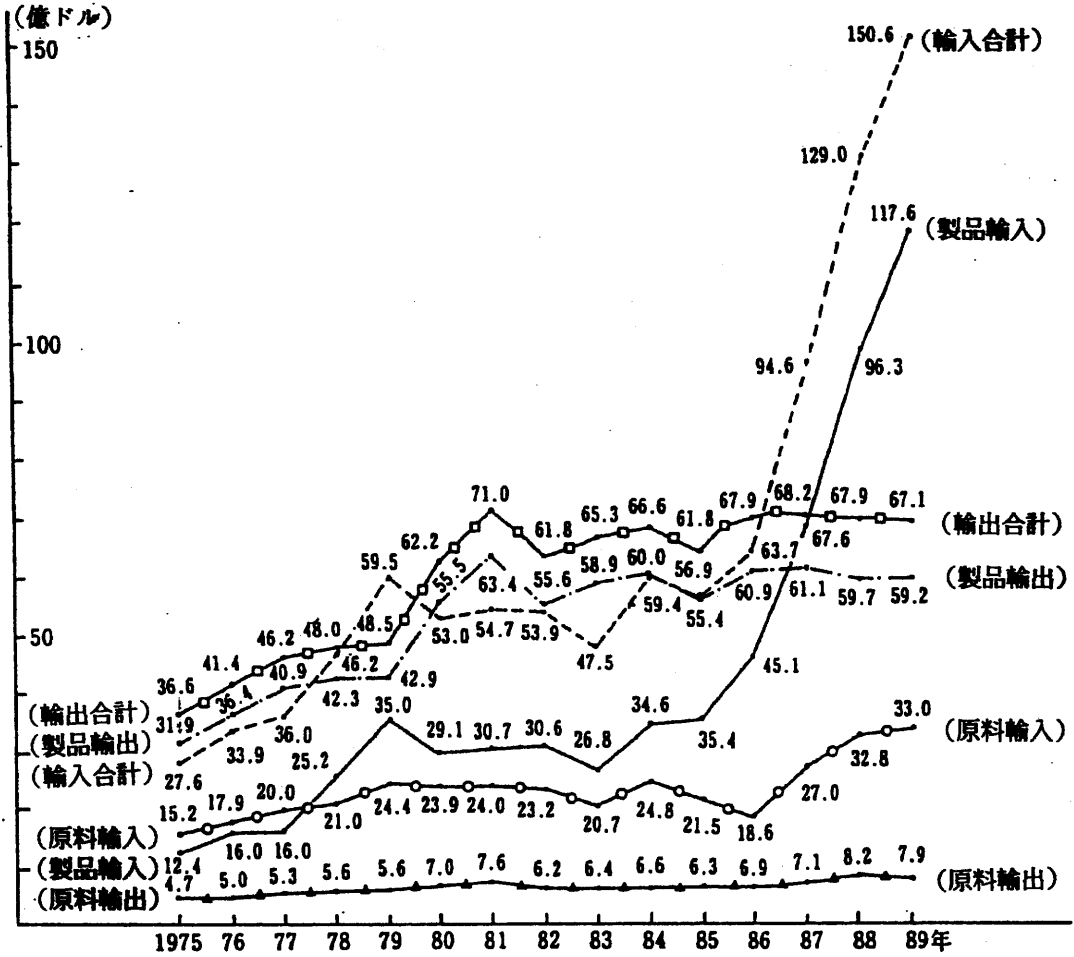
繊維独占のこれまでの動向は（日米繊維）政府間協定破棄を要求し佐藤内閣打倒を叫び政府ときびしい対立をしている一方、当面の危機をのりきるため、操短、不採算部門の切り捨て再編成、集中生産による工場閉鎖、多業種への転換、出向、配転、「希望退職」の実施、新規採用の縮小、系列の問題、二次製品メーカーの整理、再編成など労働者と中小企業にたいする犠牲転嫁を競い合っている。さらに最終的には二〇〇億円を投ずるとも考えているといわれる政府の「繊維救済」策とあわせ、六七年以来、五年間にわたってすすめてきた構造「改善」の名による産業再編成とそのもとの資本家的「合理化」をいっきにおしすすめようとしていることである。すでに田中通産相は、全国の織機七〇万台のうち約半分を過剰織機として買い上げの対象とし、さしあたり一〇万台を一台平均二五万円、総額二五〇億円で買い上げ補償する意向を示している。しかし、中小零細企業にとって一台平均二五万円は借金返済にも追いつかない涙金で転廃業に追いこまれることを意味する一方、繊維独占のための「産業構造の高度化」の前提となる

ものである。さらにこの一環としてニットなどの中小企業分野への直接的に進出（鐘紡など）、アメリカの繊維会社との合弁会社の設立（鐘紡、ユニチカ、三菱レーヨンなど）などがあり、また、東南アジア、アフリカ、ブラジルなどへの企業進出を強く指向していることも見逃せない。

以上の指摘で注目すべきは、前述したソフトランディングのための国家資金は、中小零細企業にとっては涙金にすぎないのにたいし繊維独占にとっては、当面の救済にとどまらず将来的な発展に資するものであることです。

構造改善策として衣替えした繊維法を軸とする政府の繊維政策は前述したように発展途上国・先進諸国の先・後両面からの脅威にさらされたことを契機とし「今、起死回生の抜本策を構じなければ、繊維産業の疲弊は決定的なものとなり……」と決意されたはずですが、その後の推移は、こと志（こころざし）と大きくかわり、「一九八六年を境に日本の繊維アパレル産業は、未曾有の劇的変化をとげた。別図でみる通り、原料、製品輸出の合計を原料、製品輸入の合計が上回り（入超となり）、年々その差を拡大し、かつて繊維輸出国として世界に名をはせた日本が、今日では『繊維輸入国ニッポン』となったのである。八九年には原料、製品輸出の合計六七・一億ドルにたいし、輸入合計は一五〇・六億ドル、入超はなんと八三・五億ドルに達した」（『経済』九三・二佐藤論文）

別図 繊維貿易の推移



(資料) 通関統計。

(出所) 日本繊維新聞社『繊維年鑑』91年版。

という事態となります。そしてその原因は「わが国の製造業のなかで、もっとも早く本格的に開始された繊維資本の海外進出の結果、逆輸入が逐年拡大していたことに大きくプラスして、一九八五年秋の『プラザ合意』にもとづく円高のもとでの『輸出志向型経済』から『内需主導型経済』への転換、生産拠点の海外への配置と輸入の奨励という『国策』に従った結果であり、さらに、インポート・ブームといわれた欧米からのブランドものの輸入拡大(欧米については輸入割当「クォーター」などの輸入障壁がとり払われている)の結果である」(同上佐藤論文)と述べられているところです。

志(こころざし)と大きく変わる事態はその後速度を速めました。新繊維ビジョンの参考資料の「わが国の品目別繊維製品の輸入浸透率の推移」(表1)によると全繊維製品では八八年に三六・七%だったものが九六年には六〇・二%と激増しています。一方、「家計における

衣料費支出の動向(表2)によると八年に一カ月の家計消費支出にしめる衣料費支出は七・二%から九六年には五・九%低下しているのです。絶対値でも二万一〇四三円から一万九三九四円と低下しています。消費購買力が減っているのに輸入品が激増しているというこの結果は説明するまでもなく、「国内生産に」もろにはねかえってくるのです。通産省の工業統計によると一九八五年に約一四万カ所あった事業所数は九五年には約一〇万カ所に減少(約二七%の減少)し、従業員数は約一三〇万人から約九九万人に減少(二六%の減少)しました。出荷額は一三兆四〇〇〇億円から一〇兆七〇〇〇億円(二〇%の減少)しました。繊維アパレル産業での事業所数や従業員の減少は、その多くが産地を形成しているだけに、地域経済にたいしては、減少数の絶対値をはるかに上回る影響を与えていると推測されると同時に、日本経済全体のひずみの拡大をも推測されるところ

表1 我が国の品目別繊維製品の輸入浸透率の推移(数量ベース)

(単位: %)

| 品目     | 1988 | 1989 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 全繊維製品  | 36.7 | 38.7 | 37.4 | 41.4 | 45.0 | 50.7 | 55.8 | 57.7 | 60.2 |
| (糸)    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 綿糸     | 30.5 | 31.8 | 30.8 | 37.2 | 36.6 | 42.0 | 47.3 | 48.5 | 50.0 |
| 絹糸     | 39.3 | 47.3 | 36.8 | 51.0 | 42.2 | 52.5 | 58.7 | 58.6 | 70.4 |
| 毛糸     | 8.1  | 5.9  | 6.5  | 11.7 | 9.6  | 6.4  | 10.6 | 11.5 | 16.8 |
| 合繊維    | 6.8  | 6.6  | 7.8  | 8.0  | 8.8  | 7.8  | 10.0 | 9.5  | 13.3 |
| (織物)   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 綿織物    | 31.7 | 35.0 | 31.5 | 36.2 | 39.3 | 48.4 | 49.2 | 46.6 | 56.2 |
| 絹織物    | 20.0 | 21.5 | 22.7 | 22.9 | 23.4 | 26.8 | 29.4 | 29.7 | 32.4 |
| 毛織物    | 8.1  | 9.1  | 8.0  | 6.4  | 6.5  | 6.6  | 8.6  | 9.9  | 9.9  |
| 合織物    | 17.4 | 19.6 | 15.2 | 18.7 | 20.5 | 19.8 | 22.0 | 13.9 | 15.4 |
| (二次製品) |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 布帛製外衣  | 40.8 | 46.9 | 47.3 | 51.2 | 59.1 | 64.8 | 67.7 | 72.4 | 75.4 |
| 布帛製下着  | 42.0 | 51.0 | 51.1 | 49.4 | 58.8 | 63.4 | 67.4 | 71.9 | 74.4 |
| ニット外衣  | 53.6 | 55.1 | 53.7 | 57.8 | 64.3 | 69.6 | 74.1 | 77.5 | 78.7 |
| ニット製下  | 46.6 | 50.1 | 47.5 | 50.8 | 55.7 | 55.4 | 60.0 | 64.0 | 64.6 |

注1: ・糸、織物については、 $\text{輸入浸透率} = \frac{\text{輸入量}}{\text{生産量} + \text{輸入量} - \text{輸出量} + \text{期首在庫量} - \text{期末在庫量}} \times 100$ 。

・二次製品については、 $\text{輸入浸透率} = \frac{\text{輸入量}}{\text{生産量} + \text{輸入量} - \text{輸出量}} \times 100$ 。

・全繊維製品については、 $\text{輸入浸透率} = \frac{\text{輸入量}}{\text{生産量} + \text{輸入量} - \text{輸出量} + \text{期首在庫量} - \text{期末在庫量}} \times 100$ 。但し、在庫量には二次製品の在庫を含んでいない。

注2: ・絹糸には、生糸、絹紡糸、絹紡ちゅう糸を含む。

・絹織物には、絹紡繊維を含む。

・布帛製下着には、布帛製寝着及び補正着(布帛製、ニット製)を含む。

・ニット製下着には、ニット製寝着を含む。

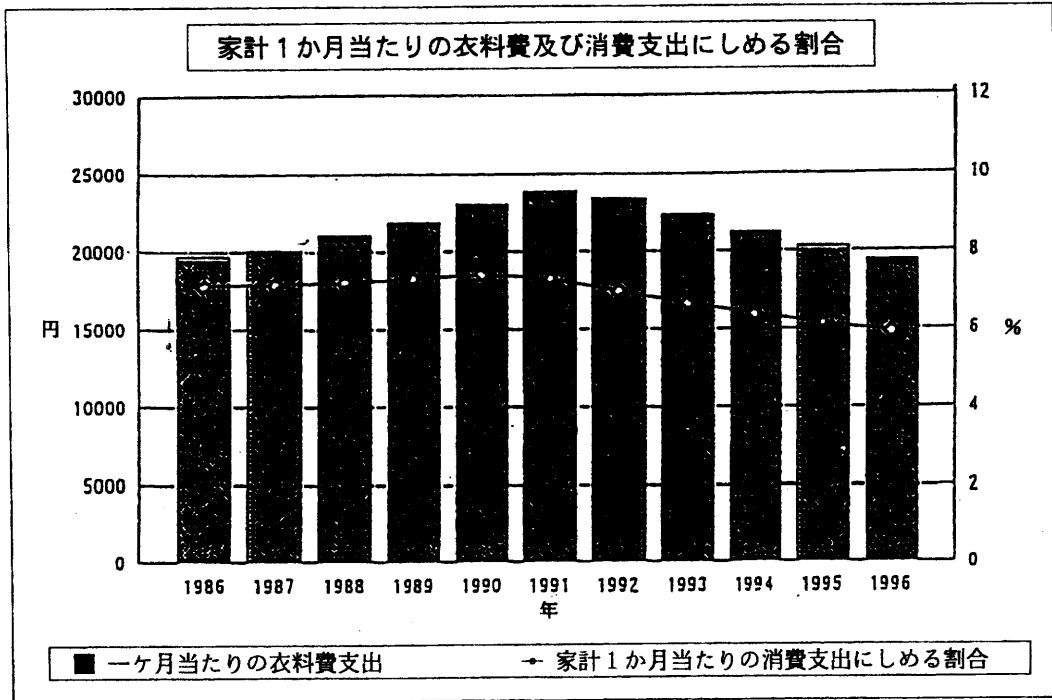
出所: 糸、織物及び二次製品の生産及び在庫については「綾維統計」。同輸入及び輸出については「通関統計」。全繊維製品「繊維需給表」。

九八年四月七日  
 の参議院経済・産業委員会で、日本共産党山下芳生議員の質問に水谷四郎通産省生活産業局長は「端的に繊維産業の事業所数の減少という形でこの状況を分析し

です。また構造改善政策の事業に乗り得なかった企業はもちろんのこと、事業に乗り得た企業をも含め、この間、中小零細企業の大淘汰のあったことを示しており、先述した繊維政策の性格を浮きぼりとしています。

表2 家計における衣料費支出の動向

我が国における家計衣料品消費額は、平成3年をピークに減少している。  
 また、家計消費支出に占める衣料品消費支出の割合も平成2年をピークに減少を続けている。



| 年    | 1か月衣料費支出 (円) | 1か月家計消費支出 (円) | 1か月衣料費支出/家計消費支出 (%) |
|------|--------------|---------------|---------------------|
| 1986 | 19,700       | 276,374       | 7.1                 |
| 1987 | 20,068       | 280,944       | 7.1                 |
| 1988 | 21,043       | 291,122       | 7.2                 |
| 1989 | 21,801       | 299,350       | 7.3                 |
| 1990 | 22,967       | 311,174       | 7.4                 |
| 1991 | 23,814       | 327,113       | 7.3                 |
| 1992 | 23,344       | 333,661       | 7.0                 |
| 1993 | 22,305       | 335,246       | 6.7                 |
| 1994 | 21,196       | 333,840       | 6.3                 |
| 1995 | 20,229       | 329,062       | 6.1                 |
| 1996 | 19,394       | 329,062       | 5.9                 |

出所：総務庁「家計調査年報」

てみますと、やはり何と申しましても繊維の産地における中小企業の減少が大きな原因であると思うわけでございます。こういった産地中小企業の減少は、需要の低迷や採算の悪化等の競争環境の激化によるものが一因でございますが、同時に、後継者難等の経営基盤の脆弱化によるもの、この二つに大別できると考えております」と答弁しています。需要の低迷と採算の悪化は輸入の激増が最大原因ですが、後継者難等の問題についても、企業そのものの継続見通しとの関連がきわめて強く、輸入の激増で将来的な展望を喪失していることが主要問題となっております。新繊維ビジョンの参考資料「企業の中長期的な経営継続見通しの有無と産地調査クロス集計結果」によると全業種では、後継者「有り」が四三・二%、「無し」が四〇・〇%で「有り」がわずかながら多いのですが、輸入品との競合については、後継者有りでは、「競争無し」と輸入品との対抗可」としているものが五七・二%占め、その他のものも途上国との競合は比較的小としているのにたいし、後継者無しでは、途上国との競合が激しいとしていたものが六五・九%を占めています。このことは、後継者があるかどうかの最大の要因が輸入の激増の被害状況の差とすることを示しています。事業所数や従業員の減少の根本原因は基本的に一つであって二つに大別することは誤りとみるべきです。

輸入激増の要因となったもう一つの『国策』は、日米構造協議の結果もたらされた大規模店舗法の規制緩和による売場面積の無制限の拡大と、そこへの品揃えのための仮需要の拡大が輸入品の激増をもたらしているということとです。逆にいうなら、大規模小売店舗法の規制緩和が輸入品激増の『受け皿』となっていることです。消費購買力が低迷しているもとで、売場面積だけが拡大する結果どうなるかといえば、単位売場面積当たりの売上げの低下がもたらされます。商業統計速報の「小売業の業種別販売効率率」(表3)によると、九一年から九四年の三年間に一坪当たり織物・衣服・身の回り品小売業の年間販売額一三・〇%も減少し、九四年から九七年の三年間では六・〇%の減少となっております。売場面積を絶えず拡大している大型小売店にとって、単位売場面積当たりの売上げの低下は企業そのものの絶対的売上高の低下にはかかわらずもなりません。売場面積を拡大できない中小小売店にとって企業の絶対的売上高の低下に直結し経営難を拡大します。そのため、「業態別の商店数と推移」(表4)によると衣料品専門店は九一年から九四年の三年間に一五万六一九三店から一四万七四七八店と八七一五店が減少し逆に衣料品スーパーは八七四店の増加となり、九四年から九七年の三年間では衣料品専門店の二万一〇九五店の減少、衣料品スーパーの一四三九店の増加という結果を示しています。輸入品の激



表3 小売業の業種別販売効率  
(1商店当たり、従業者1人当たり、売場面積1㎡当たりの年間販売額)

| 産業分類                     | 1商店当たりの年間販売額 |         |             |             | 従業者1人当たりの年間販売額 |       |             |             | 売場面積1㎡当たりの年間販売額 |     |             |             |
|--------------------------|--------------|---------|-------------|-------------|----------------|-------|-------------|-------------|-----------------|-----|-------------|-------------|
|                          | 平成6年         |         | 平成9年        |             | 平成6年           |       | 平成9年        |             | 平成6年            |     | 平成9年        |             |
|                          | 万円           | 万円      | 増減率<br>6/3年 | 増減率<br>9/6年 | 万円             | 万円    | 増減率<br>6/3年 | 増減率<br>9/6年 | 万円              | 万円  | 増減率<br>6/3年 | 増減率<br>9/6年 |
| 小売業計                     | 9,555        | 10,408  | 7.8         | 8.9         | 1,941          | 2,010 | ▲4.5        | 3.6         | 90              | 87  | ▲5.3        | ▲3.3        |
| 54 各種商品小売業               | 421,393      | 413,943 | ▲6.6        | ▲1.8        | 4,131          | 4,156 | ▲7.7        | 0.6         | 107             | 96  | ▲10.8       | ▲10.3       |
| 55 織物・衣服・身の回り品小売業        | 6,322        | 6,383   | 1.5         | 1.0         | 1,809          | 1,840 | ▲2.2        | 1.7         | 67              | 63  | ▲13.0       | ▲6.0        |
| 56 飲食料品小売業               | 7,555        | 8,135   | 14.6        | 7.7         | 1,570          | 1,532 | ▲3.3        | ▲2.4        | 111             | 106 | 0.9         | ▲4.5        |
| 57 自動車・自転車小売業            | 19,631       | 22,305  | ▲3.3        | 13.6        | 3,082          | 3,511 | ▲7.8        | 13.9        | 51              | 54  | 27.5        | 5.9         |
| 58 家具・じゅうきょう器・家庭用機械器具小売業 | 8,005        | 9,330   | 2.9         | 16.6        | 2,052          | 2,327 | ▲1.0        | 13.4        | 64              | 69  | ▲7.2        | 7.8         |
| 59 その他の小売業               | 7,838        | 8,411   | 9.5         | 7.3         | 1,640          | 1,724 | ▲3.4        | 5.1         | 86              | 83  | ▲7.5        | ▲3.5        |

(注) 1. 売り場面積1㎡当たりの年間販売額は、牛乳小売業、自動車(新車、中古)小売業、畳(製造、非製造)小売業、建具(製造、非製造)小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業に属する商店及び訪問販売、通信・カタログ販売等の商店数を除いて算出した。

表4 業態別の商店数と推移

| 業態別            | 商店数       |           |           |        |       |       |        |       |
|----------------|-----------|-----------|-----------|--------|-------|-------|--------|-------|
|                | 3年        | 6年        | 9年        | 構成比(%) |       |       | 増減率(%) |       |
|                |           |           |           | 3年     | 6年    | 9年    | 6/3年   | 9/6年  |
| 小売業計           | 1,605,583 | 1,499,948 | 1,419,685 | 100.0  | 100.0 | 100.0 | ▲6.6   | ▲5.4  |
| 1. 百貨店         | 478       | 463       | 480       | 0.0    | 0.0   | 0.0   | ▲3.1   | 3.7   |
| (1) 大型百貨店      | 395       | 398       | 407       | 0.0    | 0.0   | 0.0   | 0.8    | 2.3   |
| (2) その他の百貨店    | 83        | 65        | 73        | 0.0    | 0.0   | 0.0   | ▲21.7  | 12.3  |
| 2. 総合スーパー      | 1,683     | 1,804     | 1,886     | 0.1    | 0.1   | 0.1   | 7.2    | 4.5   |
| (1) 大型総合スーパー   | 1,152     | 1,360     | 1,543     | 0.1    | 0.1   | 0.1   | 18.1   | 13.5  |
| (2) 中型総合スーパー   | 531       | 444       | 343       | 0.0    | 0.0   | 0.0   | ▲16.4  | ▲22.7 |
| 3. 専門スーパー      | 20,827    | 25,171    | 32,208    | 1.3    | 1.7   | 2.3   | 20.9   | 28.0  |
| (1) 衣料品スーパー    | 2,237     | 3,111     | 4,550     | 0.1    | 0.2   | 0.3   | 39.1   | 46.3  |
| (2) 食料品スーパー    | 14,761    | 16,096    | 17,626    | 0.9    | 1.1   | 1.2   | 9.0    | 9.5   |
| (3) 住関連スーパー    | 3,829     | 5,964     | 10,032    | 0.2    | 0.4   | 0.7   | 55.8   | 68.2  |
| 4. コンビニエンス・ストア | 23,831    | 28,595    | 36,586    | 1.5    | 1.9   | 2.6   | 20.0   | 27.9  |
| うち終日営業店        | 9,699     | 13,431    | 20,531    | 0.6    | 0.9   | 1.4   | 38.5   | 52.9  |
| 5. その他のスーパー    | 72,033    | 84,505    | 120,577   | 4.5    | 5.6   | 8.5   | 17.3   | 42.7  |
| うち各種商品取扱店      | 384       | 468       | 625       | 0.0    | 0.0   | 0.0   | 21.9   | 33.5  |
| 6. 専門店         | 1,009,061 | 930,143   | 839,966   | 62.8   | 62.0  | 59.2  | ▲7.8   | ▲9.7  |
| (1) 衣料品専門店     | 156,193   | 147,478   | 126,383   | 9.7    | 9.8   | 8.9   | ▲5.6   | ▲14.3 |
| (2) 食料品専門店     | 297,015   | 263,681   | 230,167   | 18.5   | 17.6  | 16.2  | ▲11.2  | ▲12.7 |
| (3) 住関連専門店     | 555,853   | 518,984   | 483,416   | 34.6   | 34.6  | 34.1  | ▲6.6   | ▲6.9  |
| 7. 準専門店(中心店)   | 461,246   | 427,099   | 385,928   | 28.7   | 28.5  | 27.2  | ▲7.4   | ▲9.6  |
| (1) 衣料品中心店     | 75,537    | 65,733    | 62,882    | 4.7    | 4.4   | 4.4   | ▲13.0  | ▲4.3  |
| (2) 食料品中心店     | 212,146   | 185,509   | 154,914   | 13.2   | 12.4  | 10.9  | ▲12.6  | ▲16.5 |
| (3) 住関連中心店     | 173,563   | 175,857   | 168,132   | 10.8   | 11.7  | 11.8  | 1.3    | ▲4.4  |
| 9. その他の小売店     | 16,424    | 2,168     | 2,054     | 1.0    | 0.1   | 0.1   | ▲86.8  | ▲5.3  |
| うち各種商品取扱店      | 1,853     | 2,009     | 1,927     | 0.1    | 0.1   | 0.1   | 8.4    | ▲4.1  |

(注) 平成3年は、平成5年10月の産業分類の改訂に伴い再集計している。

前回比をみると、その他のスーパー、専門スーパー、コンビニは6年に比べ25%を超える大幅な増加となっている。総合スーパー、百貨店も増加しているが、専門店、準専門店(中心店)は大幅な減少となっている。各業態の内訳をみると、専門スーパーでは、ドラッグストアやホームセンターなどの含まれる住関連スーパー(前回比68.2%増)、衣料品スーパー(同46.3%増)が大幅に増加しており、コンビニも終日営業店(同52.9%増)が大幅に増加している。

増は、製造段階だけでなく、小売段階でも多大の犠牲を出しているのです。中小小売店の減少・経営難の拡大は、中小小売店を顧客とする卸業をも直撃しています。

通産省は繊維政策の一環として、九四年にWTOの新繊維協定にもとづく繊維セーフガードの発動基準をつくりましたが、その過程でおこなった業界ヒヤリングに基づいて「わが国繊維産業の現状と今後の見通し」を発表しました。そこでは「わが国繊維産業においては、関税が諸外国よりも低く、欧米諸国と異なり国際ルールに基づく輸入制限を行っていない環境の中で、急激な円高や長期にわたる国内需要の低迷もあって産業調整が進み、攪乱的輸入により計画的な構造改善事業転換等の努力を無にしかねない、従来には考えられなかった生産基盤の崩壊を招きかねない事態が生じうる状況にいたっている。……また、繊維産業は工業で一三〇万人、流通を入れると二八〇万人の雇用を吸収し、工業でみるとその多くは、産地を形成して地域経済に大きな貢献をしているが、ここ数年産地は低迷し、地域経済への打撃は極めて深刻化している」とするべく警告し、セーフガード発動の意欲がうかがえました。しかし、後でも述べるように、二度にわたる綿糸布にたいする業界の発動要請にかかわらず、調査継続という形にはなっているものの、発動とは遠く離れた対処となっています。それは、発動のための国内ルールが「発動できないように何

重もの障壁をもうけていると判断せざるをえない」（日本流通学会年報『流通』九六年版佐藤論文）しるものであることに起因しており、この点でも、繊維政策の性格がにじみでています。

以上みたように、今日までの繊維政策は、冒頭にのべたように、国策によって犠牲に供する部分のソフトランディングもしくは対症療法的な犠牲にたえられる体質づくりが振興策のよそおいをとりながらとられたということが明白となります。したがって輸入の激増によってすさまじい被害がでていくという事態は、実は「こと志と違って」ということでなく必然的結果ということができます。

また、これまでの繊維法は、性格はともかく国家資金の投入であることにはまちがいがなく、制定にたいしては、業界内部からそれなりの批判や修正意見はでも、反対意見はでなかったという経緯をとりました。

## 二 新繊維ビジョンの性格

新繊維ビジョンは、これまでの繊維ビジョンとは、そもそも策定の動機が違います。策定の動機は、自民党政府の行政改革路線のもとに、繊維法の施策を実施している繊維産業構造改善事業協会を繊維法の期限がきれる九九年六月末に廃止

して主要事業の中小事業団へ移管するという閣議決定が九七年六月におこなわれたことがそもそもの動機です(新繊維ビジョンの諮問は、この閣議決定から三カ月後です)。これは特定産業の保護・育成行政から撤退し、個々の産業の振興は自己努力、自己責任原則を徹底したうえで政府の補完的な支援をすることにとどめる、という政策からきているものでした。つまり最初から従来とは違う性格づけがおこなわれていたのです。先述したように、犠牲に供する部分のソフトウェア・ハードウェアもしくは犠牲にたえる体質づくりのための国家資金の投入という、その限りでの保護政策をも捨てさろうというのが、その本質です。ところが、「一方の業界側は事業協会廃止を一方的に通告されて以来、政・官への不信感を抱いたまま、(新繊維ビジョン策定のための)分科会の審議はスタートした経緯がある。そして本年(九八年)二月頃には、『官が一方的に撤退するためのビジョン』『このままでは繊維の実態を無視した行政ビジョンに在る』など、強硬な意見も業界内で台頭した」(『中小商工業研究』九八・一〇丹野論文)事態が生じ、本質はかえられないまま、一定の部分で業界の意見が反映した最終答申が策定されたものです。

業界の意見の反映とみられる主要部分をみると次の通りです。

● 繊維産業構造改善臨時措置法について

予定通り九九年六月末で廃止することはかわらないが、織

維法に基づく構造改善事業の主要な形態である、大企業を含む任意グループ支援や組合による経営革新事業への支援については、次期通常国会に提出予定の「中小企業経営革新支援法(仮称)」の活用等により、実質的に継続する方向。

● 繊維産業構造改善事業協会の中小企業総合事業団(仮称)への移管について

九七年六月の閣議決定どおり廃止するが、現在、同協会が実施している事業のうち政策的関与の必要な事業、政府出資金民間出せん金、機構・定員は、九九年七月より当分の間、中小企業総合事業団(仮称)に一体的に移管する。期間は①基金の運用益で実施する需要開拓事業、人材育成事業については五年以内、②国庫補助金で実施する事業、及び③QRコードセンター関連事業については三年程度とする。

● 繊維産地活性化基金(仮称)の創設

いわゆるソフトウェア・ハードウェアのための経過的支援策として策定されたもので、産地間連携等による産地活性化のための事業に対し助成をおこない、繊維産地を有する主要自治体の公益法人に、国と都道府県が一对一の比率で資金を拠出。国は、中小企業事業団の高度化無利子融資により最高二〇〇億円まで拠出し、基金の存続期間は、九九年より五年間とする。

● 通商関係について

繊維セーフガードの発動手続きが若干是止され、調査期間

の一年から六カ月以内への短縮、関連産業との共同要請の制度化、調査負担の適正化などとし、不当廉売等の不正貿易にたいする措置（アンチダンピング関税、相殺関税の賦課等）なども盛り込まれた。しかし、一方、WTOの次期交渉では、繊維品の平均関税率が相対的に高い米国やアジア諸国の関税引き下げを要求していくことが重要だとしてるところからみると、繊維の自由貿易体制の一層の促進が基本的な立場であることが明確であり、繊維セーフガードの発動手続きの一定の是正もそれが実際に適用されるかどうか、保証のかぎりでない。

以上みたとおり、業界の強い反発や要望によって当初のもくろみからみると変えられ、運用のしかたによっては、従来から大差ない産業保護策がとられることとなります。しかし、この保護策も従来どおり、国策による被害のソフトランディング、もしくはそれにたえられる対症療法的な体質づくりの域は脱せず、結局は産業の衰退に歯止めを掛け得ないという性格をもちます。

これまでの考察で明らかのように、国内産業としての繊維アパレル産業の今日のまさに崩壊寸前ともいうべき窮状の最大の原因は、繊維アパレル製品の輸入の激増にあります。この根本原因の除去、対症療法にとどまらない根本の治療は、

輸入の激増に歯止めをかけることです。しかし、政府の繊維産業政策はまさに逆です。

今日の国策にもとづく繊維政策の根本は、新繊維ビジョンが冒頭からうたいあげる三つの時代の到来、すなわち「市場主導の時代」、「グローバル大競争時代」、「ニューフロンティア時代」の到来への適応ということです。

このように提起されることには抵抗しようがない。輸入激増の歯止めなどはできっこない、という認識が業界のなかにあります。このような認識には誤解があります。

それは、情報・通信・運輸手段の飛躍的な発展によって経済もまたグローバル化し、そのもとで規制のない市場競争にゆだねるのが歴史の必然という善意の認識と、今日、現実に行っているグローバルゼーションや市場展開には大きなへだたりがあることからたらされた誤解です。現実に行っているものは、世界中で弊害をまきちらし、海外をふくめ多くの識者から非難があげせられ、代替策（オルタナティブ）が提起されているところです。

現実に行っている市場について本間重紀静岡大学教授は『暴走する資本主義』（九八年五月花伝社刊）で、次のように指摘しています。「今日の市場は、のっぺらぼうな宙に浮いた市場として存在しているのではなく軍事的政治的経済的に大きな国家の存在と機能を所与の前提とし、そのことによっ

て市場そのものが根本的に規定され、条件づけられているという点である。戦後的にはIMFIIガットのな、今日的にはWTO的な国際的貿易自由原則ひとつとってみても、これは、アメリカを主導者とする北側諸国の帝国主義的国家同盟によって保障されてきたのである……このような寡占的な不完全市場においては、企業秘密という形で企業が消費者との関係で一般的にもつ情報格差に加え、大規模な広告宣伝による情報意識操作がおこなわれる。現代の新自由主義的な市場・競争論における消費者像は、決して主体的な権利者の消費者ではなく、競争の結果を受益する受動的な消費者にすぎない」。

ここで述べられている受動的な消費者ということに関連した卑近な例をあげれば、ここ数年来、女子高校生の制服のごとくあふれているポロ・ラルフローレンのベストやセーター（ポロ競技の人馬だけの、文字の入らないワンポイントがついているもの）。これはアメリカのアパレルメーカーのもので、メイドイン・ホンコンあるいはチャイナです。同様の商品で品質は優るとも劣らない、ブランド名もポロクラブというのは、日本のアパレルメーカーのもですが、ポロ・ラルフローレンのシェアが圧倒的です。九七年の春物から異常に売れ出し九八年にいたっても売れつづけているキャミソールという婦人もののウェア（肩紐で吊った下着調のもの）。これもアメリカ西海岸の都市での流行が日本に上陸したもの

がルーツです。これらの現象は新繊維ビジョン作成の第一分科会で分析されているコスト要因、技術要因、時間要因などからは説明できません。また一般消費者の根強いカタカナ名のブランド指向は、明治以来の舶来品憧憬にルーツがあるのかも知れませんが、大規模な広告宣伝による情報意識操作なくしては考えられない現象です。このような状況を無視しているのが新繊維ビジョンの特徴の一つです。

### 三 われわれの要求する政策の基本

「技術的に時代遅れになった産業が衰退するというのではなく、現代技術に対応する能力をもち、優れた技術を集積している企業が、新興工業国や発展途上国の製品とのコスト競争だけで市場から駆逐されている」（新日本出版社・牧野富夫編『ものづくり中小企業の可能性』）現実が繊維アパレル産業では広く存在しています。こうした現実は「日本経済の『衰退』の最大の原因」（前掲書）を構成していると考えられます。こうした現実を変えるには、無制限の輸入拡大に歯止めをかけることが基本とならなければなりません。

「労働賃金の著しく低い国・地域から価格の低い製品が輸入されても、それは、生産国の労働者の犠牲を前提にしてはじめて成り立つもので、適正な貿易関係にあるとはいえない。

したがって、それぞれの国民経済の合理的発展を保障し、適正な貿易取引においてなんらかの規制が必要となる」（前掲書）という視点からも、繊維の場合、歴史的にも、今日的にも輸入規制の必要性和正当性が強調されなければならない、ということです。

繊維アパレル製品の輸入規制は、量的規制や関税引き上げなどのほか、輸入製品の製造過程における労働者保護など正当なコストをかけることによって結果的に抑制されるという問題があります。この問題に関連してILOでは、すでに一九六〇年頃から「多国籍企業の活動にたいし、なんらかの規制を加えるべきではないか」との議論がおこなわれてきた結果、「多国籍企業が雇用の創出、生産の向上などの面で積極的な役割を果たしていることは否定できない。しかし、進出先国の労働者の権利侵害や環境破壊など、その弊害もけつして無視できない」として「多国籍企業が提供する賃金、給付および労働条件は、関係国における類似の使用者が提供するものと比較して、労働者が不利でないものであるべきである」、「発展途上国で活動するときは、できるかぎりよい賃金、給付および労働条件を提供すべきであり、少なくとも労働者および家族の基本的ニーズを充足するにふさわしいものを提供すべきである」などの規定をふくむ「多国籍企業および社会政策の原則に関する三者（政労使）宣言」を一九七七年に理

事会で採択しています。この宣言は、多国籍企業がもたらす労働問題などについて、一定のガイドラインを示したもので、条約でも勧告でもないが、その重みはいささかもかわらない、とされています。

さらにILOは、先に紹介した本間静岡大学教授のいうところの「アメリカを主導者とする北側諸国の帝国主義的国家同盟によって保障されてきたWTO的国際的貿易自由原則」による「規制緩和の拡大」についても、つぎの三つの方向で立ち向かおうとしているといえます。第一は、経済のグローバル化に対応して基本的な権利をWTOの貿易条項にリンクさせること。第二は、労働者の尊厳と基本的人権の意義を再確認し、そのうえで新たな要求に沿う国際労働基準を定める。第三には、労働における基本原則と権利を推進、監視する、というもので、九八年の第八六回ILO総会で「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」として採択しました。この内容は、①結社の自由と団体交渉権の効果的な認知に関する条約、②あらゆる形態の強制労働の廃止に関する条約、③児童労働の効果的な廃止に関する条約、④雇用と職業にかかわる差別の廃止に関する条約で構成され、ILOに加盟している国は条約の批准・未批准を問わず当然遵守すべき価値として、国際的な監視の対象とされるのです。「資金は出すが活動はできるだけ制限してほしいと望んでいる日本政府は、

このフォローアップした宣言への対応をさらに強くせまられることとなる」といわれます（以上のILOにんかする紹介は大月書店刊ILO条約の批准を進める会編『国際労働基準で日本を変える』から）。

同書では、一九一九年一〇月二九日、ワシントンで第一回総会を開催して活動を開始したILOが、その第一回総会で一号条約として採択したのが八時間労働を規定した「工業的企業における労働時間を一日八時間に制限する条約」であったことと、それに対する日本政府の対応をくわしく紹介しています。日本政府代表は「日本の工業組織は、小規模なり。労働の分業は発達せず。機械の応用は十分普及せず。工業上の訓練は不十分なり。……此の如き状況なるを以て急激なる労働時間の減少は俄かに生産を減じ、従って製品の供給を激減し恐るべき不安状態を惹起すべし」「日本に於ける労働時間は、欧米よりも二、三時間長し。日本主要工業たる繊維工業の労働時間は一一時間乃至一三時間に……、故に法令に依りて二、三時間以上の時間短縮を行うことは不可能なり」「それぞれの気候条件、産業の不完全発達、その他の特殊事情によって産業条件が異なる国について十分考慮すべきこと、必要がある場合には、一般的に適用する条約または勧告のなかに、修正を示唆しなければならぬ」などと主張。ILO側は、日本の条約批准を期待して、日本には、最長で一週五

七時間労働が認められることになった。このような配慮にもかかわらず日本政府は条約を批准せず、一九四〇年にはILOを脱退してしまった、というのです。この一号条約が採択された一九一九年という年は、大正八年です。この時代、日本の繊維産業はどんな状態だったでしょうか。前掲の田中穰『日本の繊維産業』でこのように記述されています。

「綿紡界の長老、井上潔氏の述懐するところを引用しよう。「大正七、八年ころが日本綿業で空前絶後の黄金時代であろう。そのころの為替は五〇ドル（一〇〇円につき）を超えており、輸送点をも超えていた。そしてそのときほど『楽』にそして『儲かって』輸出できたことはない。そのころまだ若造であった私は初めて『折れ』という言葉を教わった。綿代に工賃を加えた原価の二倍に売れることである。つぎには『折れて曲がる』という言葉覚えて。原価の二倍半に売れるのである。」

要するに未曾有の価格ブームと数量ブームが重なったのである。このようにして、払込資本利益率は大正六、九年の間、一〇〇%を越えた。また使用総資本利益率は、同期間三〇%を越えている。これは、「主要業種平均」の一六・八%に比べて、二倍以上の収益力である。大正の全期間を通じて、紡績一〇社の利益率は「主要業種の平均」をはるかに上回った。このようにして、当時の紡績株は、代表的

な成長株となり、中でも鐘紡株の人氣は圧倒的であった。ちょうど戦後の弱電ブームとソニー株のような地位を占めたのである。」

この時代、紡績労働者の状態はどうだったのでしょうか。これまたあまりにも有名な女工哀史の時代と全く重なります。ちなみに細井和喜蔵の『女工哀史』が出版されたのが大正一四年です。労働者の最低年令一四才、労働時間一二時間、休憩合計一時間、休日は月二回、賃金は毎月現金払い、警察による工場監督制がもりこまれた工場法が施行されたのが大正五年九月一日。この工場法すら製糸、織物業などは例外として大正一〇年まで一四時間、大正一二年まで一三時間、繁忙期には一五時間労働がみとめられ、『ああ野麦峠』の悲劇がうみだされたのでした。

前掲の『日本の繊維産業』では、次のような記述もありま  
す。「大正時代に入って、第一次世界大戦が勃発するや、(日本の綿業は)極東市場はいうに及ばず、世界の隅々にまで進出して、大正三年には綿製品輸出货量(糸量換算)が国内供給量を上回って、輸出(依存)率は五〇%を突破するにいたった。とくに、当時ランカシアの最大の輸出市場であったインド市場に、強力な楔を打ち込んだのである。……そして……昭和八年(一九三三)、ついに日本は綿布の輸出货量において、イギリスを凌駕して、世界第一位にあがったのである。」日

本綿業の当時の飛躍的發展による世界綿業の一大構造変化は、まさに専制支配にもとづく労働者にたいする奴隷労働を前提とするものであったことに思いを致すと同時に、こんにち、日本の繊維産業が、「繊維輸入国ニッポン」といわれる変貌をとげ、そしていまや国内産業崩壊の危機にたちいたったという構造変化との因果関係をみる必要があります。このことは、先述したILOが「多国籍企業および社会政策の原則に関する三者(政労使)宣言」をだした状況が雄弁に物語っているとおもわれます。

今日、日本の繊維大企業、大商社を含む多国籍企業が、当該国政府との協力による場合が多いとはいえ、ひたすら低賃金・無権利の労働者を雇用することを前提とした発展途上国での繊維生産を拡大していることです。参考資料「我が国におけるアパレル生産、輸入動向及び日系企業の関与分について」(表5)によると、一九九六年で輸入額の二六・六%日系企業の海外生産分といえます。

こうしてみると、輸入規制という視点から離れても、ILOが提起する規制による正当なコストを払え、という要求は正当性をもつと考えられます。さらに付言すれば、多国籍企業の行動に一定のしほりをかけるべきであるという主張は長いあいだ、国連でも議論されてきたといえます。前掲の『国際基準で日本を変える』によると、その論議の集大成が国連



表5 我が国におけるアパレルの生産・輸入動向及び日系企業の関与分について

(単位：3億円)

|       | 国内生産額<br>(A) | 輸入額<br>(B) | (A+B)  | A : B | 海外生産<br>(C) (注) | C/B<br>×100 | 参考：数量ベースの<br>輸入浸透率 (注) |
|-------|--------------|------------|--------|-------|-----------------|-------------|------------------------|
| 1988年 | 41,329       | 7,378      | 48,707 | 85:15 | /               | /           | 38.1%                  |
| 1991年 | 44,847       | 10,985     | 55,832 | 80:20 |                 |             | 48.0%                  |
| 1992年 | 43,487       | 12,648     | 56,135 | 77:23 |                 |             | 55.1%                  |
| 1993年 | 39,500       | 12,829     | 52,329 | 75:25 |                 |             | 62.7%                  |
| 1994年 | 36,893       | 14,543     | 51,436 | 72:28 |                 |             | 65.5%                  |
| 1995年 | 35,526       | 16,574     | 52,100 | 68:32 | 4,236           | 25.6%       | 70.8%                  |
| 1996年 | 34,022       | 20,263     | 54,285 | 63:37 | 5,392           | 26.6%       | 73.9%                  |

(出所) ・国内生産額及び海外生産：衣料品生産実態調査報告書（繊維産業構造改善事業協会）

・輸入額：通関統計

- (注) ・海外生産とは、我が国のアパレルメーカー等の海外工場（合弁、独资、合作工場）又は密接に関連する会社で国内消費者向けに生産された衣料品が対象であり、実際にはこれ以外に商社の子会社等の生産分が存在すると考えられる。
- ・輸入浸透率にはニット製衣類は含まれない。
- ・国内生産額及び海外生産についてはいわゆる業界統計を用いているが、国内生産額については、工業統計の該当するデータとはほぼ同額であることから、統計のカバー率の観点からは特段の問題はないと考えられる。

多国籍企業行動規範だといいます。発展途上国は、この規範に法的拘束力をもたせるべきだと主張しているが、先進国は法的拘束力をもたせることに消極的で、一九九一年秋の国連総会で採択される予定だったがアメリカや日本の反対で先送りされてしまったといえます。この規範は、人権と基本的自由の尊重、差別の禁止、環境保護などの規定と同時にILOの「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」を雇用、訓練、労働条件、生活条件ならびに労使関係の分野に適用すべきであると規定、三者宣言は守られるべきものであることを明記しているといえます。いまのところ、法的拘束力はもたされていないものの、この正当性から国際的な運動の発展次第では実現できるはずです。われわれも、その一翼をになってしかるべきです。

#### 四 われわれが要求する具体的政策

繊維アパレル産業は伝統的な日本文化の主要部分の一つであり、とくに今日のような雇用情勢——九八年一月には、失業率が統計史上最高の四・四％をこえたと言われるような——なかで、強調されなければならないのは、製造段階だけで一〇〇万人からの雇用をかかえ、しかも手先の器用さを必要としながらも長時間の繰り返しという仕事にはじまり、高度の

技術と独創性に頼る芸術の領域から最先端の科学技術の領域までひろがる多彩な仕事をこなす労働者をかかえます。同時に雇用労働者だけでなくデザイナーなどで自営業者となっている人や家内労働者も多数かかえます。新繊維ビジョンは、今日のグローバルゼーション、大競争時代にあっては、国際競争力がある、あるいはやる気があって国際競争力をつけた部分だけ残ればいい、というもののようです。いかなる環境でも生き残れるような技術や生産・流通の体制づくりをめざし努力することを否定するものではありませんし、新繊維ビジョンが、そのことで多くの貴重な示唆をしていることは評価するものです。しかし、スポーツなどの世界でも国際的に一流となるためには、そのスポーツに携わる人の人口が多いことが必須条件です。裾野（すその）が広くなければ名選手は育たないというのが常識です。産業でも同様に、国際競争力をもつ技術や生産・流通の仕組はピラミッドの頂点のようなもので広い底辺は必要です。底辺が縮小される一方という状況は頂点そのものの低下を生みます。輸入規制は、底辺の縮小に歯止めをかけようというものです。この産業は地域経済に大きな役割を担い、地域によっては主力産業で、一度崩壊したら再生は不能といわれます。出口の見えない不況を打開し、国民経済のバランスのとれた発展をはかるといふ意味からしても、この産業を守ることは農業を守ることと並ぶ国民的な

課題です。

われわれは、この国内産業としての繊維アパレル産業をこれ以上減らさないということを基本に次のような政策を提起します。なお、繊維アパレル産業の今日の苦境には、出口のみえない消費不況、購買力平価から離れた円高などが多大な影を落していることも明白であり、その打開策、適正化の追求が同時に必要です。またこの政策の重要部分である地方自治体にたいする要求実現には、地方自治体が「開発会社」型からぬけだし、本来の姿をとりもどして財政危機を打開する道を追求することもまた不可欠です。

(一) 無制限に拡大する繊維アパレル製品の輸入を規制すること。

1 通産省のWTOの繊維協定にもとづく繊維セーフガード発動に関する国内ルール（繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置に関する規定）および「同緊急措置の実施についてのガイドライン」は、セーフガード発動をさながら妨害するかの如く厳しく複雑でも時間もかかり過ぎるので、次の点について改正し、輸入の増大によって壊滅的打撃をうけている繊維各業種について迅速に発動できるようにすること。

① 発動のための調査要請者の資格要件については、国

内総生産の過半数を占めなくても、当該品目の全国的被害が推定できるサンプル的な生産者でも可とする。

② 被害にかんする説明資料は直近の三年間とし、構造改善計画およびその効果見通などは求めず、全国的被害状況は通産省が主体的に調査し三ヵ月以内に結論をだすこと。

③ 輸入浸透率などから、あらかじめ一定の数値基準を設定し基準を超え輸入が急増した場合、ただちに発動できる仕組みも準備しておくこと。

2 二〇〇〇年に予定されるWTOの新ラウンドでは、輸入制限の基準（一年目は過去一年間の輸入実績を下回らず、二年目からは前年度の輸入実績の六%以上増やす）を輸入浸透率などの実態にあわせ実効をもたせるように改めることを提起し、新繊維ビジョンの通商関係について述べられているような輸入規制緩和策に通ずることは提起しないこと。

3 繊維セーフガードの発動の推移によっては、関税を高めることも考慮すること。

(二) ILOの「他国籍企業および社会政策の原則に関する三者宣言」を遵守することを日本の海外進出企業に求めるとともに政府もその立場に立ち、国連多国籍企業行動規範に法的拘束力をもたせるよう国連に働きかけること。

(三) 繊維海外進出企業および日本商社にたいし逆輸入の自主規制をおこなうよう求めること。

(四) アジア太平洋繊維フォーラムについては、新繊維ビジョンでのべられている「引き続き域内の繊維関連統計の整備を進めるとともに、中長期的な供給過剰問題への対応や、その国の文化・気候に合った多様な衣料品はもとより、非衣料品分野の需要拡大にむけた議論を深めていくことが重要である」という文言の意味通りの運用が期待されるが、各国の国民経済がバランスのとれた発展をとげる観点が強調されること。

(五) 大型店の出店を以下の道すじで結果的に規制すること。同時に廃止されようとしている大型店出店の経済的規制（商業調整）の復活を追求すること。

1 大型店立地法等三法の運用にあたっては、たとえば「身近な買い物機会の確保」等の生活環境、消費者利益概念の拡大を反映させること。

2 二〇〇〇年六月まで存続する大店法にもとづく大店審にも同様の概念の拡大を反映させること。

3 地方自治体に一、二項の概念拡大をもとり入れた新しいまちづくりに関する要綱・条例を制定させること。

(六) 製造段階における不公正取引の是正について

1 北陸の合繊維物産地のように、長期にわたって原糸メー

カーや商社の下請生産をしているところなどにおいては、親企業が一方的に発注を中止することを規制する制度的保障をつくりだすこと。将来的には、自立した企業として経営を維持する体制を国・地方自治体の援助のもとにつくりだすこと。

2 下請・賃加工においては、独占禁止法や下請代金支払遅延防止法の厳正な適用をおこなえるよう当該行政機関の機能を拡充すること。

3 QR体制のもとで新たに発生している唐突な発注・キャンセルなどの不正取引については是正すること。

(七) 流通段階における不正取引の是正について百貨店、大手スーパーは中小メーカー・卸業者からの仕入れにさいして、難引き、歩引き、不当返品、特別売り出しへの値引き商品の供出、自家商品・サービスの押しつけ販売等の不正取引を厳しく監視・是正するよう、この点でも当該行政機関の機能を拡充すること。

(八) 繊維取引近代化促進協議会の運営は、前項の製造・流通段階の不正取引の是正をはかることを最重点課題としてとりくむこと。

(九) 特定産業の保護・育成行政から撤退せず、従来の繊維法による事業や組織については、真の振興策となるようその規模を拡大して継続すること。繊維産地活性化基金は予

算規模を拡大すること。

(一〇) 各地方自治体にある繊維試験場は、製造技術の継承、高度化とその普及、企業の育成を含む市場開拓支援などのほか、世界のファッション・消費者動向などの情報提供などを継続的に行えるよう、その機能を大きく拡充すること。

(一一) 繊維製造部門の人材確保のためには、その根底をなす賃金・労働条件の向上、とりわけ他産業との格差をなくし全体として引き上げるため全国全産業一律最低賃金制の基礎の上に産業別・業種別最低賃金制を確立すること。さらにこれと連動する最低賃金制を制定すること。また家内労働者に労働条件や社会保障など賃金労働者と同様の権利を認めたILO第一七七号条約（日本政府の正式和訳『在宅形態の労働に関する条約』）を批准すること。この批准前でも、家内労働者やデザイナーなどの自営業者が発注元の企業が倒産し工賃・委託料の不払いが発生したときは、「賃金の支払の確保に関する法律」に基づく「未払賃金の立替払制度」を準用する措置をとること。

(一二) 繊維産地の振興について

1 繊維産地をかかえる地方自治体に九、一〇項の課題とともに、産地動向の継続的な実態調査、振興策の制定とその実施をおこなうため産地振興条例を制定すること。

2 一般消費が国内に限られ、日本の伝統文化でもある和

装産地については、その他の繊維産地と区別し、次のような法的措置をとること。

- ① 和装品の逆輸入規制を含む緊急輸入措置。
- ② 和装品の原産国表示の義務づけ。
- ③ 和装品の生産、または輸入を目的とする海外投資(技術輸出を含む)の規制。

(一三)すでに国内需要の半分程度の生産量しかなく、消滅しかかっている生糸生産については、農業保護の一環としても、養蚕農家にたいする国、地方自治体による生産奨励金など特別の手立てを構ずるとともに、かつて養蚕の盛んな地方で生産の消滅したところでは、復元の措置を構ずること。

【補論】

この三月末、繊維産業構造改善協会は、全国の繊維産地を対象にした調査結果(一一六産地にアンケートを行ない九三産地から回答されたもの)である「全国繊維産地概況―二一世紀に向けた取り組み」を発表しました。ここでは、「いたずらに空洞化を嘆くのではなく、今後は海外市場を視野に入れ、日本で無ければできないもの作りの成果を広く欧米やアジア諸国に出してゆくべき時期に来ているのではないだろうか」

表 6

| 項目            | 国内産地 |       | 海外産地 |       | 合計  |       |
|---------------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|               | 回答数  | %     | 回答数  | %     | 回答数 | %     |
| ①内需が不振        | 49   | 86.0  | 35   | 94.6  | 84  | 89.4  |
| ②輸出が不振        | 8    | 14.0  | 1    | 2.7   | 9   | 9.6   |
| ③輸入品との競合が激化   | 28   | 49.1  | 24   | 64.9  | 52  | 55.3  |
| ④熟練者が高齢化      | 37   | 64.9  | 14   | 37.8  | 51  | 54.3  |
| ⑤一般従業員が高齢化    | 30   | 52.6  | 19   | 51.4  | 49  | 52.1  |
| ⑥熟練者の確保が困難    | 7    | 12.3  | 5    | 13.5  | 12  | 12.8  |
| ⑦一般従業員の確保が困難  | 8    | 14.0  | 3    | 8.1   | 11  | 11.7  |
| ⑧従業員が余剰       | 3    | 5.3   | 3    | 8.1   | 6   | 6.4   |
| ⑨後継経営者がいない    | 28   | 49.1  | 9    | 24.3  | 37  | 39.4  |
| ⑩受注単価が低落      | 48   | 84.2  | 33   | 89.2  | 81  | 86.2  |
| ⑪資金難          | 13   | 22.8  | 13   | 35.1  | 26  | 27.7  |
| ⑫真に必要な情報が入らない | 2    | 3.5   | 2    | 5.4   | 4   | 4.3   |
| ⑬適切な公的支援がない   | 9    | 15.8  | 3    | 8.1   | 12  | 12.8  |
| ⑭必要なインフラが不足   | 5    | 8.8   | 1    | 2.7   | 6   | 6.4   |
| ⑮その他          | 5    | 8.8   | 0    | 0.0   | 5   | 5.3   |
| 合計(平均件数)      | 280  | (4.9) | 165  | (4.5) | 445 | (4.7) |
| 回答産地数         | 57   |       | 37   |       | 94  |       |

表 7

| 区分                   | 件数 | 主な内容   |
|----------------------|----|--|
| ①従来の支援事業に関するもの       | 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>*従来の支援事業の継続</li> <li>*従来の支援事業の条件緩和</li> </ul>   |
| ②産地組合・団体の維持・向上に関するもの | 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>*産地組合・団体の存続、運営健全化のための支援（組合の経済的活動への法規制の緩和を含む）</li> <li>*団体エキスパート職員への経営指導員資格付与</li> </ul>   |
| ③技術開発、新製品開発などに関するもの  | 15 | <ul style="list-style-type: none"> <li>*公的試験研究所の整備</li> <li>*新素材、新商品開発と販路開拓への支援（公的機関による開発を含む）</li> <li>*省力化・合理化技術の研究開発</li> <li>*エコロジー対策との取り組みへの支援</li> <li>*環境問題対策の公的機関による研究開発や、支援策の実施</li> </ul>             |
| ④産地の維持・振興に関するもの      | 23 | <ul style="list-style-type: none"> <li>*産地イベント開催への支援</li> <li>*産地ブランド形成事業への支援</li> <li>*産地情報化への支援</li> <li>*取引改善への支援</li> <li>*輸入抑制、輸入関税適正化</li> <li>*輸出振興への支援</li> </ul>                                      |
| ⑤産地の中小・零細企業に関するもの    | 22 | <ul style="list-style-type: none"> <li>*中小・零細企業対策</li> <li>*経営資金の長期・低利融資</li> <li>*設備近代化への支援</li> <li>*税の軽減</li> <li>*定率助成でなく傾斜助成による自己資金負担の軽減</li> <li>*人材育成への支援（クリエイター育成を含む）</li> <li>*外国人研修生関連の支援</li> </ul> |

（概況「はじめに」）と、新繊維ビジョンの論調にそって、輸入規制の必要にはふれていません。

しかし、調査結果本体の「産地が直面している現在の問題について一四項目を例示して聞いた結果」という表6をみると、「内需の不振」に次いで多いのが「受注単価の低下」「輸入品との競合が激化」ですが、輸入によって単価低下をきたしているものが多いとみられ、全体的に輸入の激増に多大な問題を感じていることを示しています。

また、表7は「今後望まれる公的支援」ですが、輸入規制、輸入関税適正化を含む産地の維持・振興に関するものが二三件と最大になっています。

この調査結果からもわれわれの要求する政策は支持されると思われます。

（さとう ようすけ 全労連繊維被服産業労働組合・執行委員長）



